

令和5年8月30日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和4年度 川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する
取組評価」について

資料 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
(川崎市住宅供給公社)

参考資料 1 令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組
評価」について

参考資料 2 令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組
評価」の審議結果について

まちづくり局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和4(2022)年度)

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
-----------------	-----------	------------	--------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針							
法人の概要	<p>1 法人の主な事業概要</p> <p>(1) 住宅の積立分譲を行うこと。</p> <p>(2) 住宅の用に供する宅地の造成、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(3) 住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(4) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。</p> <p>(6) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。</p> <p>2 法人の設立目的</p> <p>住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>安全・安心な暮らしを支える住まい・まちづくりを通じて、活力ある地域社会の実現に向けた貢献をすることです。</p>						
本市施策における法人の役割	<p>川崎市住宅基本計画において、公的団体として市民や事業者等の信頼があり、ノウハウを有するため、住宅政策を市と連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組を実施することが期待されており、主に次の4つの役割があります。</p> <p>1 住宅事業者としてのノウハウを活かしたコーディネーターとして、また、地域に根差した実施主体として、住まいに関する施策を推進する役割</p> <p>2 住まいに関する取組におけるNPO等の活動を支援し、育成を図るため、NPO等と連携して事業を行うことや、事業委託、研修支援等を行う中間支援組織としての役割</p> <p>3 様々な分野の多様な主体による取組を効果的・効率的に実施する上での、民間事業者のみでは実現が難しい、異なる業種・団体・主体間のコラボレート機能としての役割</p> <p>4 健全な住宅市場の育成に向け、広く各専門家やNPO等と連携し、専門家等が持つノウハウや情報を収集、発信する住情報拠点としての役割</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅困窮者が増えているとともに、今後30年程度は、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者数が高い水準で推移していく状況が見込まれており、今後も引き続き、川崎市の住宅政策の一翼を担い、地域に根差した住宅やまちづくりのノウハウを有する事業者として、住宅を必要とする市民に対し、安全・安心な住まいを提供していくことが重要となります。</p> <p>さらに、川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針に基づき、「かわさきSDGsゴールドパートナー」として、高齢者、障害者、外国人等の居住の安定確保、賃貸住宅の共用部へのLED照明器具導入等脱炭素に資する取組などを推進してまいります。</p>						
	法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">政策</th> <th style="width: 50%;">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる</td> <td>施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備</td> </tr> </tbody> </table>	政策	施策	政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
政策	施策						
政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備						
	関連する市の分野別計画	川崎市住宅基本計画【平成29(2017)年度～令和8(2026)年度】					
現状と課題	<p>1 現状</p> <p>(1) 住宅政策実施のパートナーとしての役割</p> <p>市の住宅政策実施のパートナーとして、市営住宅の管理代行業務やすまいの相談窓口業務等を市より受託して事業を実施しています。受託事業については、適正な業務執行や事務の効率化、市民サービスの向上などを目指し、業務を実施しています。市営住宅の管理代行については、令和4(2022)年度から新たに5年間の管理代行の協定を締結する予定となっています。</p> <p>(2) 賃貸住宅の適切な管理</p> <p>住宅供給公社は、賃貸住宅の管理者として、公社所有賃貸住宅や民間所有者より管理受託を受けた賃貸住宅の管理を行っています。管理している住宅は、住宅を必要としている市民に対して供給を行い、適切な管理を行っています。</p> <p>(3) 財務状況について</p> <p>現在、公社の財務状況は健全であり、出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現しています。</p> <p>(4) 組織体制について</p> <p>組織については、各事業の業務内容や人員構成等を踏まえ、組織の見直しと人事異動を毎年実施し、組織の活性化を図っています。また、職員の育成については、住宅供給公社独自の人材育成計画や人事評価制度を導入し、計画に基づいた研修や職員ひとりひとりの評価を実施することで、職員の人材育成を進めています。</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 市営住宅については、令和4(2022)年度から5年間の管理代行制度の継続が決定しているが、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組も示されているため、住宅供給公社も市と連携をしながら取り組む必要があると認識しております。また、管理代行に係る各種の事務については、更なる効率化に向け、見直しを図っていきます。</p> <p>(2) 公社所有賃貸住宅については、現在高い入居率を維持しておりますが、入居率を維持するためにも、建物の保全工事(大規模修繕工事等)を適切な時期に実施するとともに空家対策(設備のリニューアルやリノベーション等)を実施していく必要があると認識しています。</p> <p>(3) 公社の財務状況は健全であります。今後も現状の維持と公社事業の一層の効率化が必要と考えています。</p>						
取組の方向性	<p>1 経営改善項目</p> <p>(1) 賃貸住宅管理事業をはじめとした各事業の実施による安定した収益の維持</p> <p>(2) 住宅供給公社が策定した人材育成計画及び人事評価制度の推進による職員の人材育成</p> <p>2 連携・活用項目</p> <p>(1) 川崎市営住宅の管理代行による適切な管理の維持、市民サービスの向上、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向けた取組実施</p> <p>(2) 市の施策の推進と多方面への展開に向け、専門家団体や協力事業者等との連携によるパートナーシップ事業の実施</p>						

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的に実施します。

- 川崎市の市営住宅の管理代行者として適切な入居管理を行いながら、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組めます。また、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向け、市と連携しながら、「市営住宅管理事業」を推進します。
- 市や専門家団体(宅建団体等)との連携を行いながら「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
- 「賃貸住宅管理事業」については、適切な建物管理を行うことで管理物件の高い入居率を維持し、経営基盤の充実・強化を図ります。

経営面や組織に関しては、安定的な収益確保や個人情報資産の適切な管理に努めるとともに、人材育成計画や人事評価制度を活用して人材育成を推進していきます。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和4 (2022)年度)	実績値 (令和4 (2022)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	市営住宅管理事業	空家解消率	73.1	80.3	83.2	%	a	B	I
		市営住宅等使用料収入率	99.53	99.54	99.51	%	b		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	4,593,967 (4,607,108)	4,822,911 (4,853,082)	4,504,586 (4,503,105)	千円	1)	
②	パートナーシップ事業	すまいの相談窓口における相談件数	458	500	534	件	a	A	II
		ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数(R4年度までは(一財)川崎市まちづくり公社による事業)	659	-	552	件	-		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	12,989 (17,808)	12,203 (18,227)	12,203 (21,881)	千円	2)	
③	賃貸住宅管理事業	公社管理物件への入居率	97.0	95.9	96.6	%	a	A	I
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	1,606 (527,910)	1,155 (502,863)	1,155 (511,157)	千円	2)	

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和4 (2022)年度)	実績値 (令和4 (2022)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	財務状況維持	経常収支比率	102.5	100	103.3	%	a	A	I
		賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益	715,573	704,243	715,439	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和4 (2022)年度)	実績値 (令和4 (2022)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全	個人情報の取扱い事故の発生件数	0	0	1	件	d	E	II
②	人材育成	人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	97.30	96.05	98.59	%	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】



法人及び本市による総括

【令和3(2021)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

- ・「川崎市住宅基本計画」に位置付けられた、住宅政策実施のパートナーとしての役割を果たすため、市営住宅や公的賃貸住宅等の住宅の管理やすまいの相談窓口等の相談窓口の運営を適切に行い、川崎市の住まいに関する施策の推進に努めました。
- ・経営健全化への取組として、住宅供給公社の各事業を確実に進めることで収益を確保するとともに、個人情報資産の保全や職員のスキルアップに向けた研修計画を策定し、人材育成等に取り組みました。

【令和4(2022)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

- ・本市施策推進に向けた事業取組については、目標を概ね達成していることから、「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえて事業の実施ができたものと考えています。
- ・業務・組織に関する取組については、個人情報の取扱い事故が発生しているため、チェックリストの作成をはじめとする確認作業の可視化等の再発防止策を講じたところですが、引き続き、再発防止・適正な個人情報の保全に取り組んでいただきたいと考えています。
- ・今後も引き続き、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとして、住宅事業者としてのノウハウを活かした住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組の実施など、住まいに関する公社の主体的な施策推進等について期待します。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和4(2022)年度)

事業名	市営住宅管理事業
計画(Plan)	
現状	市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理、入居者の円滑な移行や地域での居住安定に向けた取組及び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の提供を図ることが求められています。
行動計画	川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多くの入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持管理を進めるとともに、これからの市営住宅の管理に求められる事項として、民間賃貸住宅等への移行のサポートや入居者と地域の支援の担い手とのつながりづくりに取組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき、市営住宅維持管理業務及び市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施します。 ・入居者募集業務については、令和元年度から実施している年4回の定期募集及び常時募集を継続して実施するとともに、年度当初における空家住戸のうち年度内に使用許可に至った住戸の割合である空家解消率を新たな指標として設定し、定期募集で入居に至らなかった住戸を速やかに常時募集に移行することにより空家期間の短縮を目指すなど、空家の解消に努めます。 ・使用料滞納整理業務については、電話、戸別訪問及び面談等により滞納者の属性、家族構成、生活状況及び収入状況等を把握し、使用料の納付を継続できるかを判断し、必要に応じて各福祉部局等と連携を図りながら対応を行います。また、使用料の徴収を確実にを行うことを目的とし、引き続き口座振替の推進、生活保護世帯には代理納付制度の案内や収入申告書の提出を働きかけることにより、使用料収納率の向上に努めます。 ・入居中における単身死亡や承継無資格者等、未手続案件への早期対応に加え、迷惑行為者に対し迅速な対応を行うことで、市営住宅の使用における適正化を図ります ・民間賃貸住宅等への移行のサポート体制の構築に向けて、移行後も入居者が安定した収入が確保できるよう求職者等の相談先であるだいいJOBセンターとの勉強会に参加するとともに、自立した生活に課題を抱える高齢者や障害者等が入居を継続するための支援を実施し、併せて、こうした方々の民間賃貸住宅や施設等への移転支援を円滑に行うため、地域包括支援センター長会議へ参加するなど関係部署等との連携強化を図ります。 ・入居者と地域の支援の担い手とのつながりづくりについては、入居者のニーズに合致した勉強会や講習会を、福祉関係団体等と協働して市営住宅集会所で試行的に実施していきます。 ・新型コロナウイルス感染症対策については、社内での感染対策を継続して実施し、来訪者については、事務所窓口へ非接触式体温計や飛沫防止用アクリル板の設置など、対策を継続していきます。

実施結果(Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 空家解消率の向上に向けて、定期募集での公募割れや入居辞退住戸、募集保留住戸等の情報を川崎市と迅速に情報共有するとともに、早い段階で常時募集候補住戸として川崎市へ提案することにより、空家解消に繋がりました。</p>
	<p>【指標2関連】 次の取組により、滞納金額の縮減及び滞納期間の短縮に努めました。</p> <p>1 滞納の未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居手続時に、使用料の口座振替納付を指導するとともに、生活保護受給者へ代理納付制度の活用を促しました。 ・収入申告書の未提出や減免申請書の更新漏れ等による使用料の高額化を未然に防ぐため、電話、文書及び戸別訪問等により提出を促しました。 ・地域みまもり支援センター(高齢・障害課、保護課)及び地域包括支援センター等と、代理納付の促進、各情報共有などについて連携を図り、滞納の未然防止に取り組めました。 <p>2 滞納者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月の使用料滞納者には、滞納の事実が判明次第、迅速に対応し、電話及び戸別訪問により使用料の支払催告及び納付書払いから口座振替に切替を促し、滞納の早期解消及び今後の滞納防止に取り組めました。 ・使用料2か月分以上の滞納者に対しては、日中の電話及び戸別訪問による督促を行うとともに、適宜夜間訪問を行い、滞納の早期解消に努めました。また、滞納者の生活状況、収支状況等を詳細に把握し、必要に応じて各福祉部局等と連携を図り、入居者に寄り添ったきめ細やかな対応により、滞納の計画的な解消に取り組めました。
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき、エレベーターの保守点検、給水設備管理、各法定点検、大規模改修工事及び空家修繕等を適正に実施しました。 ・迷惑行為者に対しては、訪問による個別指導のほか、自治会や福祉部局等と連携した対応を行いました。 ・民間賃貸住宅等への移転サポートの体制構築に向けて、求職者等の相談先であるだいいJOBセンターとの勉強会に参加しました。また、入居者の移転支援や入居継続支援を円滑に行うため、地域包括支援センター長会議に出席し、連携強化を図りました。 ・公社独自の取組として、入居者と地域のつながりづくりについては、入居者ニーズに合致した勉強会や講習会を福祉部局と連携し、試行的に実施しました。 ・新型コロナウイルス感染症対策については、社内対策を引き続き継続し、来訪者に対しては非接触型体温計や飛沫防止アクリル板の設置など、対策を継続しました。

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	空家解消率	目標値	73.1	80.3	82.8	85.3	87.8	%
	説明	年度当初における空家住戸のうち年度内に使用許可に至った住戸の割合		実績値	83.2			
2	市営住宅等使用料収入率	目標値	99.53	99.54	99.55	99.55	99.56	%
	説明	住宅使用料(現年度分)の収入率 ※R4～7年度の個別設定値: 99.29%(過去の平均値)		実績値	99.51			
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
指標2 に対する達成度		b	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】

令和4年度当初における空家住戸107戸について継続的に定期募集を行い、また定期募集の中で発生した辞退住戸などについては早い段階で常時募集住宅への切替や、次回以降の定期募集に早期に追加することを市へ提案することで89戸使用許可を行うことができ、空家期間の長期化を抑制するとともに空家解消率向上に繋がりました。

【指標2】

滞納の事実が判明次第、電話や戸別訪問により使用料の支払催告等を行うとともに、夜間の時間帯など在宅率が高いと思われる時間帯に戸別訪問を行うなど、滞納の早期解消及び今後の滞納防止に取り組んだことにより、個別設定値以上の収入率を確保することができました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	4,593,967 (4,607,108)	4,822,911 (4,853,082)	4,868,984 (4,899,155)	4,984,186 (5,014,357)	4,802,446 (4,832,617)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)		実績値	4,504,586 (4,503,105)			
行政サービスコスト に対する達成度		1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

市からの委託費が、令和3年度実績値との比較で89,381千円縮減しています。これは、大規模修繕の対象団地の工事内容の差異(令和3年度比、外壁改修工事348戸→185戸、南面バルコニー手すり及び北側窓手すり改修工事18棟→6棟、北側窓手すり改修工事0棟→14棟)によるものです。また、市営住宅管理業務仕様書に基づき業務を適正に行いながら、修繕費の削減に向け、空家修繕項目等の見直しを行うとともに、外壁、屋上防水及び手すり改修等の複数の工事を同時に計画している住宅の工事については、発注時期等を調整し足場を共通使用することで仮設費の縮減に努めるなど、行政サービスコストの目標値の範囲内において、業務を執り行いました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和4(2022)年度)

事業名	パートナーシップ事業
計 画 (Plan)	
現状	「空家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住宅の活用強化と流通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。令和3(2021)年度時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」を実施しています。
行動計画	住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織としての特性を活かし、抱える課題が複雑化する住宅確保要配慮者等からの相談に対して、福祉部局や支援団体、不動産団体との連携の中心となって、必要な支援に繋ぐ役割を担うなど、「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援事業については、制度等利用希望者に対する説明や相談対応業務の実施、及び利用者の管理、保証履行発生時の協力不動産店や保証会社等との事務手続きを実施します。 ・すまいの相談窓口については、居住支援協議会の相談窓口としての役割を担い、住宅確保要配慮者や、その家族、支援者等からの相談に対し、支援団体等と連携して必要とする支援へ繋げるとともに、不動産団体と連携して入居可能な物件情報を提供する相談体制の強化を図ります。また、市内における空家の利活用、管理、売却に関する相談に対しては、情報提供を行うほか、要望に応じて連携する専門家団体と当該空家情報を共有し、相談内容の解決に向けた取組を推進します。 ・居住支援協議会事務局業務については、川崎市との共同事務局として、会議やセミナー開催に係る連絡調整及び運営業務、支払業務、国庫補助申請等に係る事業費管理業務等を実施します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>居住支援事業については、制度等利用希望者への説明や相談対応及び協力不動産店や保証会社等との事務手続きを実施しました。</p> <p>すまいの相談窓口において、川崎市居住支援協議会の入居支援相談窓口業務及び空家相談業務を実施しました。</p> <p>住まい探しの相談については、川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体や福祉部局、関係機関(地域包括支援センター、だいJOBセンター等)と連携を図り、相談者の希望する住み替え先や、課題解決に必要な相談先を適切に紹介することができました。</p> <p>相談体制の強化については、川崎市と協同して、以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口のサポート店(不動産店)から具体的な物件提供が得られなかった相談者については、物件提供が難しい理由や、相談者へ確認すべき事項を、サポート店(不動産店)に聴取した上で、相談者へ条件の調整や必要な支援の案内などを実施しました。また、職員の能力向上・窓口体制の強化を目的として、居住支援団体2団体と連携し、相談者へ必要な対応についての助言やサポートをする取組を試行的に実施しました。 ・すまいの相談窓口の機能充実に向け、川崎市自立支援協議会と連携し、賃貸人の緊急連絡先や生活状況(収入や通院)などの必要な情報を、不動産団体等共有できるシートの導入に向けた検討を行いました。また、川崎市自立支援協議会との共催で開催した研修会を通じて、住宅確保要配慮者のサポートをしている団体に対し、福祉関係との情報共有や協力体制の重要性を認識してもらうことで、福祉と連携した入居支援体制の強化を図りました。 ・相談しやすい体制を作ることを目的として、だいJOBセンターと相互に研修会を開催しました。また、双方の窓口で行っている業務に関する情報提供を行うことで、相互連携の質を高めました。 ・物件提供に協力いただいているサポート店(不動産店)とは、ワーキンググループの開催や、円滑な物件紹介に繋がるよう、提供可能な地域や属性、居住支援制度の利用への意向等に対するアンケート、訪問等を通じて、連携強化に取り組みました。 <p>また、空家の相談についても、相談窓口のチラシを作成し周知に努めた結果、35件相談があり、そのうち4件を専門家団体に繋げ、10件を残置物処分等の空家相談協力事業者の案内に繋げるなど、相談内容の解決に向けた取組を推進しました。</p> <p>居住支援協議会事務局業務については、会議やセミナー等に関する連絡調整や運営業務、支払い業務を実施し、国庫補助金申請等に係る業務については、国の担当者との調整や事務費の管理業務を実施しました。</p>
	<p>【その他】</p> <p>住まいの総合相談窓口による市民サービスの向上を図るため、一般財団法人川崎市まちづくり公社が一般住宅相談・マンション管理相談事業として実施しているハウジングサロン運営を当公社へ移管することについて、川崎市及び同公社と協議・調整を行いました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	すまいの相談窓口における相談件数	目標値	458	500	500	500	500	件
	説明 すまいの相談窓口における相談受付件数	実績値		534				
追加 2	ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数 (R4年度までは(一財)川崎市まちづくり公社による事業)	目標値	659	552	640	640	640	件
	説明 ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談の相談受付件数	実績値						
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
指標2 に対する達成度		-	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

ホームページでの周知やチラシの配布、自立支援協議会等の関係機関の打合せや研修会等による周知啓発、だいJOBセンターとの連携強化により、すまいの相談窓口の認知度の向上に寄与したと考えられ、相談件数は目標値を上回りました。
また、空家相談に対しても、解決に向け適切な専門家団体等を紹介することができました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	すまいの相談窓口による相談件数は目標値を上回り、さらに、居住支援協議会の窓口として、不動産団体や居住支援団体等と連携しながら、相談者に必要な調整を行うなど、住宅確保要配慮者の居住の安定確保等に寄与したため。また、空家相談についても、相談件数が前年度より9件増加し、令和3年9月からはじめた、専門家団体への案内が前年度中は0件だったところ、4件繋ぐことができ、さらに、相談内容に応じて、残置物の処分や空家管理のできる空家相談協力事業者の案内を10件行うなど、空家所有者の要望に沿った対応ができたため。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	12,989 (17,808)	12,203 (18,227)	12,203 (18,227)	12,203 (18,227)	12,203 (18,227)	千円
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値						
行政サービスコスト に対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」について、計画どおりの委託費内で実施しました。
また、居住支援協議会事務局業務は、市からの委託事業ではないため、市からの委託費に含まれていません。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1)	行政サービスコストの目標値の範囲内で効果的に事業を執行するとともに、住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、民間賃貸住宅のみならず公営住宅や高齢者施設等の案内など、公共と民間の役割を担える公社としての特性を活かして事業を実施したため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和4(2022)年度)

事業名	賃貸住宅管理事業
計 画 (Plan)	
現状	<p>・住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用されています。引き続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅について求められる役割は大きくなっていくと考えています。</p> <p>・一方で、管理している賃貸住宅の築年数は20年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには設備のリニューアル等の空家対策に取組んでいく必要があります。</p>
行動計画	<p>住宅供給公社が管理をしている賃貸住宅について、空家対策や適切な建物管理等を実施することにより、現在の高い入居率を維持します。</p>
具体的な取組内容	<p>入居率の維持に向け、物件の特徴や設備等を効果的に伝えるため、公社ホームページの構成や表示を見直すとともに、問合せフォームや物件情報印刷機能を追加して利便性の向上を図ります。その他、大手ポータルサイトやWEB広告等を利用して物件情報を発信しながら、斡旋事業者を積極的に活用して空家の早期解消を図ります。</p> <p>また、住宅については、多様な入居者ニーズに対応するため、和室の洋室化やビルトイン式キッチン導入、LDKの間取り変更、共用部に宅配ボックスの設置等のリニューアルを推進していきます。</p>



実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 高い入居率を維持するため、公社ホームページに空家情報やリニューアル物件特集を掲載するほか、WEB広告の配信や協力不動産店を通じて大手ポータルサイトに空家情報を掲載するなど情報発信に取り組むとともに、公社ホームページの利便性向上のため、スマートフォン表示の最適化や問合せフォームの追加等の改修を行いました。</p> <p>また、公社所有物件においては、市場ニーズに合わせ、共用部に宅配ボックスや防犯カメラを設置するとともに、専有部に光回線・エアコン等の設置、間取り変更を含めたリノベーション工事を実施する等により利便性や安全性の向上を図ることで、入居の促進に繋がりました。</p> <p>【その他】 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金計算等に必要なシステム保守、家賃補助金交付申請に係る報告書類の作成等を適切に実施しました。</p>
----------------	--



評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	公社管理物件への入居率	目標値	97.0	95.9	95.9	95.9	95.9	%
	説明 公社管理賃貸物件への入居率	実績値		96.6				

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
----------------	---	---

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

空家については、公社ホームページ、協力不動産店及び大手ポータルサイトを利用して空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高めました。また、入居促進策として、共用部に宅配ボックス・防犯カメラを設置するとともに、専有部に光回線・エアコン等の設置、間取り変更を含めたリノベーション工事を実施する等の取組により、物件力の維持・向上を図ることで、高い入居率を維持することができました。

本市による評価	達成状況	区分	A	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		積極的な広報や民間不動産店との連携、リノベーション工事等を実施した結果、入居率が目標値を上回る96.6%を達成し、公社管理物件の入居率維持と適切な管理に寄与したため。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	1,606 (527,910)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	千円
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値		1,155 (511,157)				

行政サービスコスト に対する達成度	2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
----------------------	----	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

特定優良賃貸住宅事業等の一部業務委託契約に基づき、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金計算等に必要なシステム保守、家賃補助金交付申請に係る報告書類の作成等業務について、計画どおりの委託費内で実施しました。

本市による評価	費用対効果 <small>(「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)</small>	区分	(2)	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である		行政サービスコストの目標値の範囲内で、公的賃貸住宅管理事業を実施するとともに、公社管理物件について目標値を上回る入居率を維持したため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和4(2022)年度)

項目名	財務状況維持
計 画 (Plan)	
現状	出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現するべく、安定的な事業運営を目指し、安定的に収益を上げながら、経常収支比率は、100%以上を維持しています。
行動計画	今後も安定的な事業運営を目指し、各事業を維持しながら、経常収支比率について、100%以上を維持します。また、賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益については、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度の公社賃貸住宅や施設等の経営状況、民間提携住宅管理事業の管理戸数の見直しをもとに各年度の事業収益を設定し、その数値を目標とします。
具体的な取組内容	<p>安定した財政基盤の構築に向け、次の取組等を進めることで、現在の良好な財務状況の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コストの管理による費用の圧縮 ・作業効率の向上、コストの削減を目指したシステムの検討 ・安定的な債券等の購入による資金運用 <p>また、財務管理の強化として、各事業の状況把握や課題に対して的確な対応ができるように、各事業の収支やキャッシュフロー等の情報を月単位で把握し、予定財務との比較・分析を毎月行います。</p> <p>賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益の確保をするためには、現在の入居率を維持する必要があるため、公社ホームページの構成や表示を見直すとともに、問合せフォームを追加するなどの利便性の向上を図ります。その他、大手ポータルサイトやWEB広告等を利用して物件情報を発信しながら、斡旋事業者を積極的に活用します。</p> <p>また、住宅については、多様な入居者ニーズに対応するため、和室の洋室化やビルトイン式キッチン導入、LDKの間取り変更、共用部に宅配ボックスの設置等のリニューアルを推進していきます。</p>

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>安定的な事業運営の実現のため、次の取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予実管理として、予定財務上の数値と実際の数値の比較を毎月行い、経営状況の把握に努めました。 ・業務の効率化やコストの削減を目指し、業務の発注方法の見直し等を進めました。 ・ペーパーレス化に向けたコスト削減の取組のひとつとして、システム導入に向けた検討を進めました。 ・資金運用の一環として、収益の一部を安定的な債券等(川崎市グリーンボンド)の購入に利用しました。 <p>【指標2関連】</p> <p>賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益の確保には、住宅供給公社管理物件の高い入居率を維持する必要があるため、住宅供給公社ホームページの改修等を行い、空室情報やリニューアル物件特集等を掲載するとともに、WEB広告の配信や協力不動産店の活用等を行い集客に取り組みました。また、公社所有物件においては、共用部に宅配ボックスや防犯カメラを設置するとともに、専有部に光回線・エアコン等の設置、間取り変更を含めたリノベーション工事を実施しました。</p>
---------------	--

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率	目標値	102.5	100	100	100	100	%
	説明 事業活動の結果である経常収益とそれに費やした経常費用の割合	実績値		103.3				
2	賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益	目標値	715,573	704,243	711,743	711,743	702,949	千円
	説明 賃貸管理事業と民間提携住宅管理事業の事業収益の合算額	実績値		715,439				

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】
 予定財務上の数値と実際の数値の比較を毎月実施し、会社の経営状況や必要な資金の把握に努めたことで、安定的に事業を運営することができました。

【指標2】
 空家については、公社ホームページ、協力不動産店及び大手ポータルサイトを利用して空家情報を発信し、入居促進策として、共用部設備の充実や専有部のリノベーション工事を実施する等の取組により、高い入居率を維持することができ、事業収益を確保することができました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

3. 業務・組織に関する取組①(令和4(2022)年度)

項目名	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全
計 画 (Plan)	
現状	住宅供給公社は、賃貸住宅や市営住宅の管理等を行っており、様々な入居者管理業務を行う中で、多くの個人情報を取り扱っています。個人情報を取り扱う際には、間違いを起こさないように注意を払って業務を行っていますが、令和2(2020)年度に、誤送付するという事故を1件起こしてしまいました。 今後、同様の事故を起こさないように再発防止策を講じ、実施をしているところです。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱い事故を起こさないよう、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を図ります。 職員に対しては、社内で定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理に関する意識の向上に努めます。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いに関する事故を起こさないために、社内で定めた防止策を徹底します。 【防止策の例】 <ul style="list-style-type: none"> 書類を持ち出す際には、カバン等での手持ち管理の徹底を行い、持ち出し書類の明確化・戻り確認及び移動時の相互確認を行う。 書類を郵送する際は、封をする前に中の書類の宛先と宛名ラベルが一致していることを複数名で確認する。 メール送付の際は、入力したアドレスに間違いがないか複数名で確認する。 プライバシーマーク取得のために策定した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)に基づき、年1回の内部監査、就業する役員・職員全員への研修等を通して個人情報の適切な管理について、意識の向上に努めます。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>個人情報の取扱いに関する事故を起こさないように努めていましたが、令和4年度で1通書類の誤送付を起こしてしまいました。(令和4年度郵送物実績:25,743通(令和5年3月末時点))</p> <p>書類送付時に行うべきルールが守られていなかったことから、職員に対して周知・指導の徹底を行い、同様の事故が起きないように再発防止に努めました。</p>
---------------	---

評価 (Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	個人情報の取扱い事故の発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明 個人情報の紛失や誤送付等の事故件数	実績値	0	1				
指標1 に対する達成度		d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
<p>(概要) 令和4年9月市営住宅入居者より、郵便物を開封したところ他人の通知が入っていたと連絡が入り、誤送付が判明しました。</p> <p>(原因) 入居者宛に書類を送付する際には、通知の通数と封筒の数をあらかじめ数えて確認をすることになっていましたが、そのルールを職員が失念し確認を怠ったため、通知が重なっていることに気が付かず送付してしまったことが原因です。</p> <p>(発生後の対応) 入居者からの連絡を受け、業務の委託者である川崎市に報告を行いました。その後、誤送付先の入居者宅に訪問し謝罪の上、書類を回収し、本来の送付先の入居者宅に訪問し、経緯を説明し謝罪の上、書類を手渡しました。</p> <p>(再発防止のための措置) 再発防止に向け、確認作業の可視化が必要であると考え、次の再発防止策を講じ実施しています。 ・封入する書類に間違いがないか確認するためのチェックリストを作成し、複数名で確認してから封入をする。 ・市営住宅管理業務に係る全ての郵送物を対象とした郵便配布物管理簿を作成し、当管理簿等で複数人チェックが確実に行われたことを確認の上、郵送を行うなど確認作業の可視化を図る。 ・郵便配布物管理簿については、毎月、適切な管理ができていないか管理職による確認を行う。</p>								
	達成状況	区分		区分選択の理由				
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	E	個人情報の取扱い事故を発生させてしまったため。プライバシーマークを取得し運用する中で誤送付が発生したことを重く受け止め、再発防止を徹底するよう住宅供給公社に指示し、確認作業を可視化する再発防止策を講じています。				

改善 (Action)		
実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
		I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

業務・組織に関する取組②(令和4(2022)年度)

項目名	人材育成
-----	------

計 画 (Plan)

現状	住宅供給公社では、公社独自の人事評価制度を導入しており、運用をする中で、適宜見直しを行っています。現在は、令和2(2020)年度に改定した人事評価制度に則り、職員一人ひとりの能力や実績について、各職位に求められる仕事を履行できているかを適正に評価し、評価結果を昇任や給与に反映しています。
行動計画	人事評価制度を実施するにあたっては、組織目標の設定、個人目標の確認や年度末評価を適切に行う必要があります。住宅供給公社では、目標管理委員会の設置や評価者面談を適宜行いながら、公平な人事評価となるよう努めます。
具体的な取組内容	目標管理委員会は、委員会における組織目標の決定や個人目標の確認の結果を各所属へ確実に伝え、評価者は、目標設定時、中間フォロー時、年度評価時の各面談において組織・個人目標の共有や進捗の確認などを丁寧に行うことにより、人事評価制度を通じた各職員の着実な成長を図ります。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>目標設定や年に3回の評価者面談等目標管理のプロセスを通じ、個々の職員が自らの役割やゴールを認識し、目標を達成できるよう取り組みました。また、職務遂行に伴う教育に力を入れ、業務の継承やスキルの向上に努めました。</p> <p>役員・部長で構成される目標管理委員会では、公正・適正な評価を行うため、委員が全ての職員の目標・評価結果及び目標とされた内容の成果物等根拠を確認し、必要な調整を行いました。</p> <p>【その他】</p> <p>研修計画に定めた各研修(係長向けリーダーシップ研修、キャリアデザイン研修、建物設備管理研修、技術職員向け専門研修、カスタマーハラスメント研修、LGBT基礎知識研修、個人情報保護研修等)を実施し、職制に応じた能力や業務における知識の向上に努めました。</p>
---------------	--

評価 (Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	目標値		96.05	96.10	96.15	96.20	%
	説明 休職(育児休業等)をしている職員を除き、人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	実績値	97.30	98.59				
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
<p>評価者面談や、職務遂行時におけるきめ細かなコミュニケーション、指導、研修により、職員の業務知識、スキルの向上等が図られ、また、個人目標の達成にもつながった結果、目標値を上回る結果となりました。</p>								
本市 による評価	達成状況	区分		区分選択の理由				
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	人事評価制度を適正に運用するとともに、研修計画に基づき各種研修を実施し、評価指標の目標値を上回り、各職員の能力向上に寄与したため。				

改善 (Action)			
実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
		I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
営業収益(事業収益)	4,905,781	4,823,612			
営業費用(事業原価)	4,692,259	4,586,706			
営業費用(販売費及び一般管理費)	77,816	78,778			
うち減価償却費	142,864	149,139			
営業損益	135,706	158,127			
営業外収益	5,513	9,221			
営業外費用	23,033	13,959			
経常損益	118,186	153,390			
税引前当期純利益	115,021	152,820			
税引後当期純利益	115,021	152,820			

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
総資産	14,622,109	14,966,503			
流動資産	3,953,659	5,429,225			
固定資産	10,668,450	9,537,278			
総負債	3,987,348	4,178,922			
流動負債	1,402,920	1,563,884			
固定負債	2,584,428	2,615,038			
純資産	10,634,761	10,787,581			
資本金	10,000	10,000			
剰余金等	10,624,761	10,777,581			

主たる勘定科目の状況(単位:千円)

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
事業収益	715,573	715,439			
事業原価	545,313	530,085			
総資産	8,237,303	8,120,834			
総負債					

本市の財政支出等(単位:千円)

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金	186				
負担金					
委託料	4,608,375	4,517,943			
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出捐金(年度末状況)	10,000	10,000			
(市出捐率)	100.0%	100.0%			

財務に関する指標

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)	281.8%	347.2%			
有利子負債比率(有利子負債/純資産)					
経常収支比率(経常収益/経常費用)	102.5%	103.3%			
純資産比率(純資産/総資産)	72.7%	72.1%			
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用)	96.1%	96.5%			
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益)	93.8%	93.5%			

法人コメント

本市コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
市からの委託料については、市営住宅修繕費(大規模修繕や小規模修繕)が大部分(約88%)を占めていますが、実費精算としているため、公社の営業損益等には含まれていません。 令和3年度と比較して営業損益が改善された主な要因としては、スターブル中原の建物改修工事が完了し、入居が始まったことにより、賃貸管理事業収益が増額となったことが挙げられます。	所有する賃貸住宅については、引き続き適切な維持管理を行い、また、住戸リノベーション等の空家対策を実施することで、入居率95%以上を維持し、安定的な自主財源の確保につなげます。その他の事業においても、業務改善等を図り安定的な財務状況を目指します。 また、令和5年度からはハウジングサロンの運営を開始し、パートナーシップ事業をより充実させます。引き続き、収益性の低い公益的な事業についても公社が一部費用を負担しながら実施することで、市民への還元を図ります。	収益に占める市の財政支出割合が高くなっていますが、市営住宅の修繕費が大部分を占めており、また、修繕費は実費精算のため公社の営業損益等には含まれていません。 改修工事が完了した賃貸住宅への入居が始まったことにより、前年度を上回る営業損益等を確保し健全な経営を続けていると判断しています。 今後も、所有施設のリノベーションや大規模修繕の適切な実施、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組むとともに、住まいに関する相談窓口の充実等により、「パートナーシップ事業」の推進を図ることを期待します。

(2)役員・職員の状況(令和5年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	3	0	3	6	0	0
職員	75	0	12	3	0	2

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和4年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく初年度の評価となるものであり、各取組事業等において、新型コロナウイルス感染症からの回復傾向が見られる中、想定以上の回復状況も踏まえた今後の適切な方向付けのため目標変更を行うなど、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、平成30年度に前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました**。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健医療政策部	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値 b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値） c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のものうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のもの、指標の単位が「%」以外のものうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値 b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値 c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 \leq 実績値 \leq 目標値の上限値 b. 想定なし
c. 目標値の下限値の60% \leq 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 \leq 目標値の上限値の $1/0.6$
d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

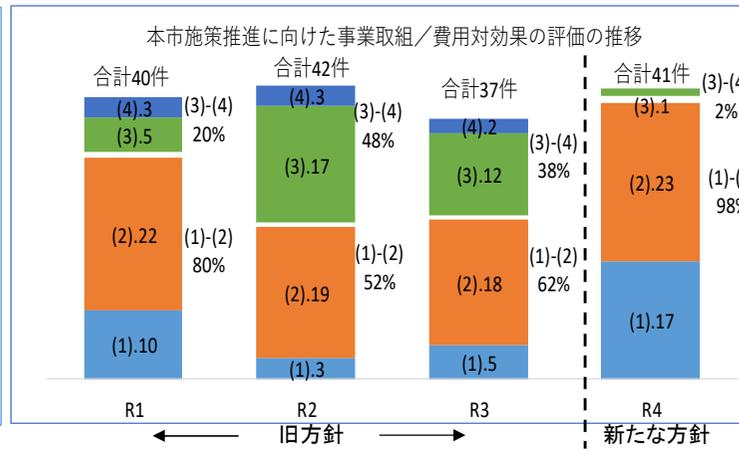
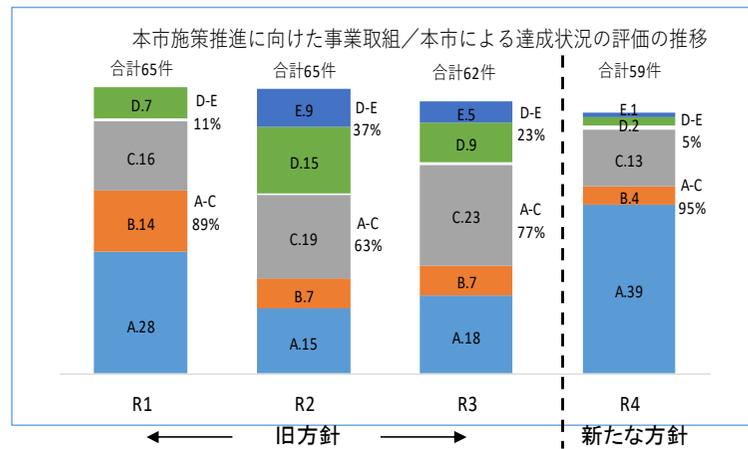
3 令和4年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で59件の取組（うち41件の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約98%と、**コロナからの回復、実施手法の工夫等により着実に成果を上げている取組が多くなった一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約5%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約2%と、コロナの影響が少なからず残る中で目標未達となった課題のある取組も僅かに見られたところです。**

・同様に経営健全化に向けた取組においては、29件の取組があり、**本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約93%、「D又はE」となったものが約7%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている**ところです。

・業務・組織に関する取組については、34件の取組があり本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約91%、「D又はE」となったものが約9%と**概ね適正な状況を保持していますが、特にEとなったものには留意が必要**です。

・令和4年度は、新たな方針に基づく初年度の評価であり、取組項目が変更となっているものもあることなどから、令和3年度以前との単純比較は出来ないものの、**達成状況の評価の推移等からは、コロナからの回復がうかがえます。何れの取組においても一定以上の効果があり、今後も着実な取組の推進が期待されますが、コロナからの想定以上の回復状況等も踏まえた上で、各取組における適切な方向付けを行い、取組を推進することも求められます。**さらに、今般の物価やエネルギー価格の高騰など社会経済環境の変化に伴うリスクを的確に捉え、事業見直しなどを含めて対応する視点も必要です。



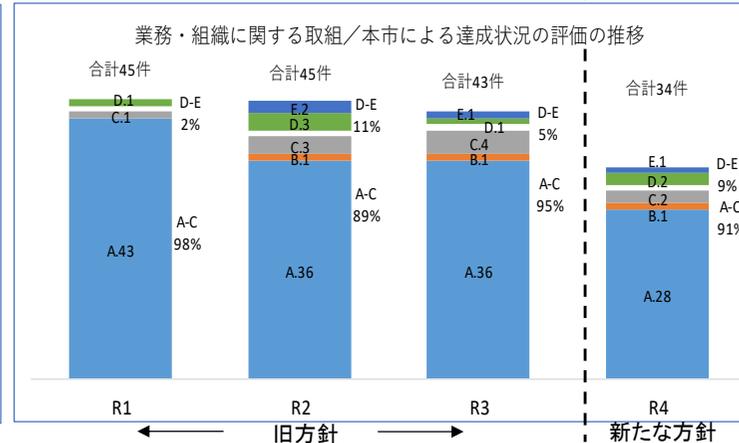
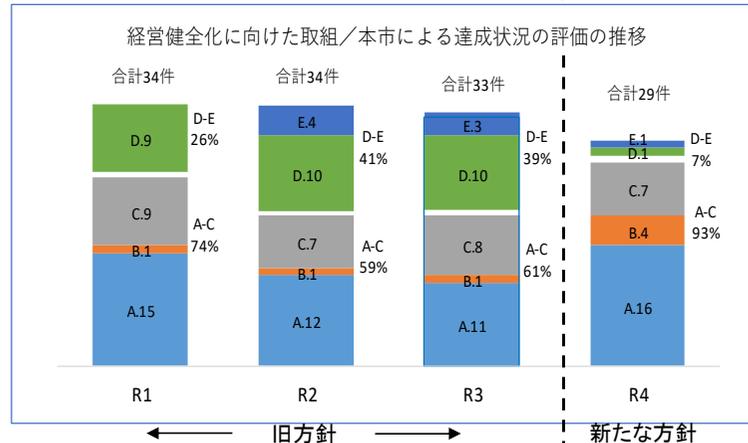
＜本市の達成状況の評価区分＞

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

＜費用対効果の評価区分＞

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり



令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

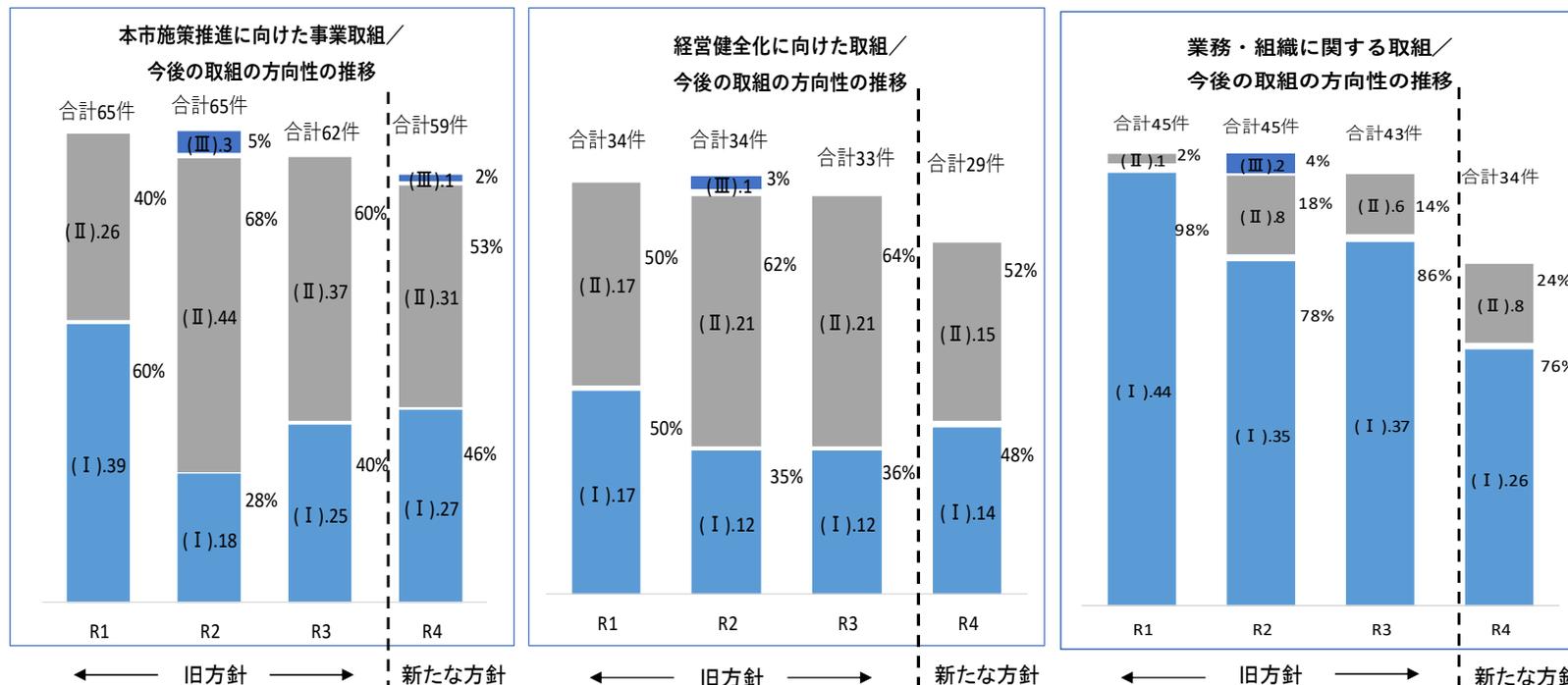
4 令和4年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和4年度の今後の取組の方向性が、「Ⅰ」となった約46%、48%、76%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。

・各取組において、令和4年度の今後の取組の方向性が、「Ⅱ」となった約53%、52%、24%のものについては、**その要因を分析し、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。

・ただし、令和4年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**方針策定時以降のコロナからの想定以上の回復状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和5年4月に川崎市住宅供給公社へ移管することになった、川崎市まちづくり公社の「市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援（ハウジングサロン運営事業）」となっています。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ．現状のまま取組を継続
- Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ．状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 5 年 8 月 9 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 4 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 5 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 2 3 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 4 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和5年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和4年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、新たに策定した各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の初年度の評価となるものであり、評価全般に対し、各取組事業等における新型コロナウイルス感染症の影響からの想定以上の回復状況等も踏まえた、今後の適切な方向付けについて審議を行うとともに、個別の評価については、現状を下回り目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、社会経済環境の変化や、一層の取組の推進を図るため目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計122の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した122の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 98% となっており、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復、実施手法の工夫等により着実に成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 5%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 2% と、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからず残っていたことなどもあり、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 93%、「D 又は E」となったものが約 7% と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られているところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約91%、「D又はE」となったものが約9%と、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、令和4年度は、新たな方針に基づく初年度の評価であり、旧方針から取組項目が変更となっているものもあることなどから、単純比較は出来ないものの、達成状況の評価の推移等からは、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復がうかがえる。何れの取組においても一定以上の効果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症の影響からの想定以上の回復状況等も踏まえた上で、各取組における適切な方向付けを行い、取組を推進することも求められる。さらに、今般の物価やエネルギー価格の高騰など社会経済環境の変化に伴うリスクを的確に捉え、事業見直しなどを含めて対応する視点も必要と考える。

(2) 審議内容

ア 目標未達成となった取組や今後課題のある取組への対応

<本委員会の意見>

全般的には新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあり、一部では想定以上に回復しているような状況において、成果が出ていない取組や、また、今後課題のある取組については、改善に向けた取組内容の明確化、環境の変化等に応じた対応等が必要と考える。

<市の見解>

目標未達成となった取組については、取組評価を実施する際の原因究明を踏まえた改善に向けた取組を、客観性を高める

観点から、可能な限り数値等で定量的に示す等により実施することが重要と考える。また、今後課題のある取組においては、取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、必要に応じて法人としての役割の整理等を行いながら実施していくことも必要と考える。

イ 環境の変化等に応じた迅速な目標の再設定について

<本委員会の意見>

令和4年度取組評価は、全般的に良好な結果であると言えるが、現状に満足することなく、環境の変化によって当初の目標を上回る結果を達成した場合は、より高い目標を設定し直す一方、当初の目標の実現自体が困難となるような環境の変化があった場合には、いかに早くリカバリーするのかといった視点に立ち、迅速に目標設定をし直すといったことを今後の課題として考える必要がある。

<市の見解>

目標変更について、令和4年度取組評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復状況等を踏まえ行っているところであるが、今後についても、目標の到達状況や、社会経済環境の変化による影響等を踏まえるとともに、目標管理の適正性と柔軟性のバランスも考慮し、検討する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>かわさき市民放送の放送事業について</p>	<p>目標値の変更における程度の理由として「自社ワイド番組の放送時間の中で拡大できる目標値に変更する」とあるが、「自社ワイド番組」とはどのようなものか。</p>	<p>自社ワイド番組は、スポンサー番組など販売の対象となる放送枠を除いた放送枠で、平日では午前4時間と午後3時間の1日約7時間が自社ワイド番組となります。この自社ワイド番組内で、地域に密着した情報や市政情報、災害情報を発信するなどして、各指標の数値をカウントしています。</p> <p>当該指標「市民の放送参加人数」の目標値変更については、当初、コロナ禍でスタジオに多くの方を招きづらい状況が続くことを踏まえた目標値としていましたが、令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、スタジオの入出制限も解除した令和4年度の実績を踏まえ、1日約7時間の自社ワイド番組の中で、可能な限り拡大できる目標値として、令和5年度（変更前 845 件）1,400 件、令和6年度（887 件）1,450 件、令和7年度（930 件）1,500 件に変更しようとするものです。</p>

<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<p>卸売市場機能の歴史的転換点にあり、従来型一辺倒の営業姿勢ではダメではないか。卸売市場自体の機能転換、多様化などと一緒に「今後の経営方針」を考えるべき。</p>	<p>北部市場では、現在、施設の老朽化や社会経済環境の変化に対応するため、全体的な機能の更新について検討しており、令和5年度内の策定を目指す「北部市場機能更新に係る基本計画」（以下、「基本計画」）において、食品流通拠点・災害対応拠点としての機能の強化、卸売市場の維持管理・運営の効率化、卸売市場事業特別会計の健全化等に関する基本的な考え方を示すこととしております。</p> <p>川崎冷蔵（株）の現時点の中期事業計画は、場内事業者のニーズの取込み、場外事業者への効果的な営業展開等を通じた経営改善による安定的な運営の確保を目指す内容となっておりますが、基本計画で示される市場機能の考え方を踏まえ、今後の市場に求められる冷蔵・冷凍施設の経営のあり方・方向性等の状況に応じて、中期事業計画の修正等を検討してまいります。</p> <p>加えて、今後も、営業活動の強化、情報発信による販売機会の確保を行うとともに、冷蔵・冷凍施設の利用者増による収益改善等に向け、水産物部だけでなく、他部門も含めた北部市場全体の需要の掘り起こしや既存顧客への営業等に努めてまいります。</p>
-----------------------------	--	---

<p>身体障害者協会の 中部身体障害者福 祉会館指定管理事 業について</p>	<p>「改善」の欄に「利用増につながる新たな取組を検討」と記載されているが、現段階で具体的な取組の例がある場合には記述することが求められるのではないか。</p>	<p>指標の一つである中身館利用者数については、コロナからの回復が想定以上に鈍く目標を達成できなかったことから、既存の団体の利用の活性化と、新たな周知先の検討など新規利用につながる会館のアピールや、地域交流の実施等に資する新たな取り組みが必要であると認識しているところです。</p> <p>新たな取組について、現時点で具体的に示すことは難しいですが、貸し会議室等の利用増や魅力ある講習会の企画による受講者数の増に向けて、引き続き、利用団体に新たなニーズをヒアリングしたり、町内会への声かけやコミュニティカフェを通じて地域住民の意見を取り入れるほか、今後は他施設の取組事例を伺い参考にしながら、利用増に繋がる取り組みを検討してまいります。</p> <p>なお、上記取組の方向性等については、改善（Action）の方向性の具体的内容に追記させていただきました。</p>
<p>みぞのくち新都市 の魅力あふれる再 開発ビルの管理運 営について</p>	<p>順調な経営が維持されている点、評価できる。その上で、どのような新しい価値を生み出していくのか、定量的な目標はほぼ達成されている中で、経営者として、資本・資源を有効に活用してより大きな付加価値を生み出しくことに取り組む必要がある。</p>	<p>当社は、開発事業の成果を継承・発展させることを目的に設立され、「ノクティ1、2ビル」などの管理・運營業務及び商業施設のテナント誘致や集客・販売促進施策を通じて、継続的な成長につなげる取組を着実に実施し、企業価値や施設価値の向上、地域貢献に取り組み、経営活動により生まれました「利益」につきましては、再開発に多大な御協力をいただきました共有者の皆様へ</p>

		<p>の安定した賃料支払いや将来を見据えた設備の投資、地域への貢献事業に活用してまいりました。</p> <p>今後におきましても、社会経済状況の変化に対応しながら、お客様・地域社会・ステークホルダーの皆様に愛されるノクティプラザに進化させるため、魅力ある施設づくり、安心安全な施設づくり、環境にやさしい施設づくりなど、将来に向けた企業価値や施設価値の向上に持続的に取り組み、商業振興とまちづくりの発展に寄与してまいりたいと考えております。</p>
<p>みぞのくち新都市の魅力あふれる再開発ビルの管理運営について</p>	<p>調査の方法等によって満足度が下がったことで指標を変更するということである。アンケートの精度を高めたことで、満足度の実態が明確になり、その結果満足度が低かったという理解でよいか。</p>	<p>令和3年度までは「店内ポスター及びメルマガによる告知により回答を誘導するお客様アンケート」にて顧客満足度を調査しておりましたが、回答協力者数の減少、性別・年代別の偏り、コロナ禍によるお客様の行動変容などの課題・懸念があったことから、令和4年度より「専門調査機関の保有する生活者パネルのうち、ノクティ周辺の地域に居住しており、かつ、ノクティを利用したことがある方を対象とした事前抽出(スクリーニング)調査」に調査方法を変更しました。</p> <p>この変更により、コロナ禍においても、性別・年代別の偏りの少ない多くの方々から回答が得られ、多様化するお客様のニーズの把握につなげることができましたが、過去の調査と対象母集団等</p>

		<p>が異なり、結果の単純比較ができなくなってしまったことから、令和5年度以降の目標値を、令和4年度調査の結果（63.2%）を基準として、各年度1%ずつ上昇させる形に変更しました。</p> <p>また、上記のとおり、調査方法や対象母集団等を変更したため、令和4年度の顧客満足度は、目標値86.0%に対して実績値63.2%と目標値を下回る結果となりましたが、当法人としましては、社会経済状況の変化に伴うお客様の価値観や生活行動の変容を把握し、ノクティの更なる進化に向けた前向きな結果だと捉えており、今後は、この度の調査結果から得られた、店舗、商品、施設設備、接客、キャンペーン、イベント、広報等の個別の調査結果を分析するとともに、それぞれの評価点又は改善点を踏まえた取組を進め、顧客満足度の向上に努めていきたいと考えております。</p>
<p>川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<p>川崎港戦略港湾推進協議会や市等と連携して、荷主等の個別ニーズを適切に把握しながらポートセールス活動を実施することや、国際展示会への出展などのために、どれだけのコストをかけて、【いつまでに、いくらの扱い量の増加、収入の増加を実現</p>	<p>川崎港におきましては、官民が一体となって構成する『川崎港戦略港湾推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、当社は、本協議会の一部会であるポートセールス部会（以下、PS部会）の一員として事業を推進しております。</p> <p>令和5年9月にPS部会の取組の一環として、食品物流に特化した日本唯一の専門展示会である「フードディストリビューション2</p>

	<p>するのか】という具体的な数値目標を設定する必要がある。</p>	<p>023」に初めて出展し、多くの荷主等に川崎港コンテナターミナルの活用をPRする予定です。川崎港は、コンテナターミナルの背後地に国内随一の冷蔵冷凍倉庫群を有しており、食品を扱う荷主をはじめとした関係者にPRする絶好の機会と捉えております。取組の効果につきましては、即効性を期待するものではなく、繰り返し出展することで、川崎港の認知度を高め、今後のポートセールスに役立つものと考えておりますので、単体の取組でいくら取扱貨物量や収入が増加するかを算出することは難しいものと考えております。なお、出展コストに関しては、PS部会の取組の一環として行いますので、川崎港戦略港湾推進協議会が負担いたします。</p> <p>ポートセールス費用といたしましては、PS部会へ納める年会費が主なものとなります。なお、川崎港全体で見ますとPS部会を中心とした活動により費用が発生しますが、官民で費用を分担しているため、当社が負担している費用のみをもって、ポートセールス活動の費用対効果を算出するのは難しいと考えております。</p> <p>令和5年度につきましては、上記展示会への出店やベトナムへ海外ポートセールスを行うなど、年間を通したポートセールス活動の実施等により、令和4年度コンテナ取扱貨物量と比較して、1万</p>
--	------------------------------------	--

		T E Uの増加を目指してまいります。
川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	「川崎港発着のコンテナ輸送のブッキング（予約）がとりにくい状況が続いた」とはどういうことか。その理由・背景は。他（東京港）等とのベンチマーク分析は。	<p>理由、背景について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う港湾機能の停滞により、コンテナ船の滞船やコンテナ物流の混乱が生じ、世界的なコンテナ不足からコンテナ需給が逼迫し、海上輸送運賃が高騰しました。また、製造業においては、都市のロックダウンによる生産調整、調達先の変更、在庫積み増しが起こるなど、サプライチェーン全体に影響が及びました。</p> <p>上記影響から、定期コンテナ船の寄港スケジュールに大幅な遅延が発生し、船会社は、本来寄港する予定だった港湾には寄港せず（抜港）、取扱量の多い港湾へ貨物を集中させることを優先しました。</p> <p>川崎港においても、主要な仕出地である中国（上海）等のロックダウンの影響などで、貨物量そのものが減少し、また、各船会社による航路のスケジュール調整や取扱量の多い港湾への貨物の集約化の影響等により、川崎港発着のコンテナ輸送ブッキング（予約）が取りにくく、主要顧客が東京港・横浜港へシフトせざるを得ない状況となりました。</p> <p>ベンチマーク分析については、弊社独自では実施しておりません。川崎港においては、官民が一体となって構成する川崎港戦略港湾</p>

		<p>推進協議会を中心にポートセールス活動を展開しており、弊社は、本協議会の部会であるポートセールス部会（PS部会）の一員として事業を推進しております。ポートセールス活動の方針、目標設定にあたっては、川崎港戦略港湾推進協議会のPS部会にて、東京港、横浜港をはじめとする他港の動向を把握した上で、同協議会にて協議し、設定しています。</p>
--	--	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>文化財団の自立性の確保について</p>	<p>新しい文化を活用した事業収益について、「文化的な価値」＝観光業や飲食業、宿泊業などの付加価値として活用する「総合的な活用」が重要である。「文化」の価値を、具体的な付加価値に変換してくれるパートナー・連携先を探して、新しい事業を生み出していくことに取り組んでいただきたい。</p>	<p>文化財団が実施する文化芸術事業のうち、浮世絵や能楽は文化資源であると同時に観光資源としての価値もありますので、観光案内所である「かわさききたテラス」での広報に加え、令和4年度からは、羽田空港へのチラシの配架を再開するとともに、ホテル縁道や東横イン等の宿泊施設へのチラシの配架行っております。浮世絵ギャラリーにつきましては、旅行会社等との連携により、令和4年度は、JR東日本が主催している駅たびコンシェルジュやクラブツーリズムによる浮世絵ギャラリーへのツアーを7回実施し54名の参加者があり、そのほかにも団体利用が12回ありました。</p>

		<p>今後につきましては、川崎市の観光関連部署や観光協会などと引き続き連携するとともに、歴史文化事業や音楽のまち・かわさきへの取組など、他の文化事業においても、新たな収益を確保できるような企業・団体等との連携について調査研究し、様々な魅力ある事業の展開に努めていくことを改善（Action）の具体的内容に追記しました。</p>
<p>スポーツ協会の自立性の向上について</p>	<p>事業の実施結果に対する改善の方向性については適切だと考えられるが、かわさき多摩川マラソンの参加者数によって財団の経営状況が左右される現状についてどう評価するか、考慮の余地があるのではないか。</p>	<p>現在、法人全体の事業の中でのマラソン大会の事業比重（約 33%）がとても大きく、マラソン大会の参加者数や協賛金等の収入により、財団の収入並びに財政状況が左右されており、その他の収益確保が重要であることは認識しています。</p> <p>こうしたことから好評のスキー・スノーボード教室を拡充するとともに、その他市の新規受託事業への参入等を行いながら収益の確保に取り組んでいく予定です。</p> <p>また、経営健全化に向けた取組①の改善（Action）に記載のとおり、指定管理事業についても、現状の指定管理者と情報交換をしながら、スポーツセンターなど、次期期間での参入・獲得に向けて取り組んでいきます。</p>

<p>スポーツ協会の自立性の向上について</p>	<p>外部からの経常収益 55 百万円の内訳は、かわさき多摩川マラソンの募集が低調&新規協賛が 2 社 30 万円とのことだが、これについては広報・協賛手法の多様化（現物協賛等）などもっと考えられる点はないのか。コロナを言い訳にせず、アフターコロナ時代における業務転換を進めていくべき。どの程度できているか。</p>	<p>経常収益 55 百万の主な内訳は、かわさき多摩川マラソン約 2,200 万円、トランポリン選手権約 760 万円、指定管理 4 施設の収益（指定管理料除く、施設利用料、教室参加料等）約 1,940 万円、その他受託事業等約 640 万円になります。</p> <p>これまでもランニングシューズやドリンク等現物協賛を企業等からいただいております、マラソンの PR 動画の大型ビジョンでの放映など、事業実施を補完する協賛につきましても、積極的に働きかけを行っております。</p> <p>昨今の社会経済状況の中で、企業の協賛の拠出も厳しくなっておりますが、商工会議所が新たにマラソンの実行委員に加わったことから、商工会議所経由で働きかけるなどして、協賛企業等の新規獲得に向け取り組んでまいります。</p> <p>コロナ禍をきっかけとして従前、紙媒体で受付けていた教室の申し込み等において入力フォームを作成し、オンラインでの受付に変更するなど、デジタル化とともに業務の効率化を進めています。</p>
--------------------------	--	--

<p>川崎冷蔵の経常利益の確保について</p>	<p>中期事業計画が達成されると自立的な経営基盤が確保されるのか、確認する必要がある。中期事業計画を実行することそのものが、自己目的化していないか、検証が必要。また、冷蔵設備は高エネルギー消費施設であり、ゼロカーボンに向けた積極的なエネルギー戦略が必要である。電力価格の高騰の影響をいかにヘッジするのか、ということ抜本的な対策として検討すべき。</p>	<p>経営再建のため平成22年に作成した経営改善基本計画に基づき、これまで経営改善を進めた結果、令和元年度に債務超過を解消しており、令和6年度には長期借入金返済や市の使用料減免措置が終了する見込みです。専門家等の助言も受けつつ作成した中期事業計画に基づき、目標とする売上及び経費を達成し、安定的な利益を確保することが、自立的な経営の確保につながるものと考えております。</p> <p>また、中期事業計画では、計画の進捗状況について、専門家等も含まれる「川崎冷蔵株式会社経営モニタリング委員会」に年2回報告し、指導・アドバイスを受けることとしておりますので、その場を活用し、同計画の有効性を確保してまいります。</p> <p>エネルギー戦略につきましては、これまでも環境対応型の冷凍機の導入やLED化、各種節電等に努めてきましたが、こうした取組を継続するとともに、北部市場の機能更新の際の更なる省エネ対応や脱炭素の取組について、今後市と協議を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>電気料金高騰への対応としましては、電力会社とピーク時間調整契約を締結し割引を受けているほか、日中に一時的に冷蔵庫の稼働停止やフォークリフトの充電を夜間に行うなどの節電対策を実</p>
-------------------------	--	--

		<p>施しております。現在、北部市場では、市場全体の機能更新に向けた検討が進められている状況であり、ハード面における抜本的な対策が困難な状況であることから、引き続き経費の削減に努める一方で、利用料金への転嫁も含め対応を検討していきます。</p>
<p>川崎冷蔵の経常利益の確保及び自主的・安定的な経営の実施について</p>	<p>冷蔵・冷凍保管業務事業における意見と同じく、卸売市場機能の転換期であるという認識のもと、新たな存在意義を明確にしたうえでの「中期事業計画」が必要。そのような内容になっているのか。それを前提に計画値修正されているのであれば問題ない。</p>	<p>冷蔵・冷凍保管業務事業における市の見解と同様となります。</p>
<p>川崎冷蔵の経常利益の確保について</p>	<p>目標達成率 30%・回復率 36%の事業であり、問題を解消するため、中期計画の策定が行われている。この中期事業計画を反映した経常利益がどのように変化し、それが目標値にどのように変化させているのか。</p>	<p>新たに作成した中期事業計画における令和5年度から令和8年度の財務見通しでは、主に光熱費高騰が計画期間中継続するものと想定し、年平均約4,500万円程度、経常利益の減額要素として反映しております。</p> <p>その結果、「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の各年度の「経常利益」には、最大約3,000万円程度の影響が出ており、令和5年度1,749万円、令和6年度195万円、令和7年度522万</p>

		<p>円に推移する目標値に変更するものです。光熱費の影響は川崎冷蔵（株）にとって影響が大きいことから、状況を注視しつつ、利用料金への転嫁も含め対応を検討していきます。</p>
<p>公園緑地協会の運営の自立性の向上について</p>	<p>等々力緑地のPFIコンセッション方式による整備・運営が実現した。すべての公園がそうなるわけではないが、現在協会が管理している大規模な公園には、それが波及・影響する可能性が高いと考えられる。そのような社会状況を踏まえ、団体として協会を存続する意義をあらためて設定しなおす必要がある。補助を出すことで公益的なサービスを提供してもらうことも可能であり、団体としての存在意義をどう説明するか。</p>	<p>令和2年度にパークマネジメント推進方針を策定し、一定の規模があり、民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入の検討対象とすることとしており、等々力緑地や富士見公園において、民間活力を用いた整備を進めているところです。</p> <p>本市の緑の基本計画においては、基本施策として緑のパートナーづくり、緑の空間づくり、グリーンコミュニティづくりを位置付けており、公園の管理だけでなく、緑化やみどりの保全、利活用などについて、市民をはじめとした多様な主体との協働の取組の推進が重要と考えております。</p> <p>これらの推進には、個々で活躍している多様な主体をつなぎ、相乗効果を生み出す中間支援的な役割（①各主体のみどり活動への誘引機能、②主体間の媒介機能、③技能伝達機能）が必要であり、市内全域の管理運営協議会や愛護会との関係を築き、また、人材バンクを活用することで、上記3つの機能を効果的に発揮できる協会が担い手にふさわしいと考えており、そこに協会の存在意義</p>

		<p>があると考えておりますが、今後、令和5年度中に協会の担う役割等を精査し、協会のあり方について整理したいと考えております。</p>
<p>公園緑地協会の運営の自立性の向上について</p>	<p>事業範囲が大きく変革し、今後の中長期収支の見通し、事業計画はどうなっているか（毎年の赤字で剰余金を食いつぶしていくのか、市からの財源補填を増やすのか、自己収入増強するのか）。</p>	<p>令和5年度は、等々力緑地再編整備事業の影響で約4,600万円の赤字が見込まれますが、中長期の見通しとしては、支出を抑制し、収益を拡充する両アプローチにより、収支改善を図ってまいります。</p> <p>具体的に、事業計画として支出抑制策は、既存事業のうち、効果の見えにくい事業や他団体が実施し重複している事業を解消することにより事務経費の縮減を図ります。収益拡充策としては、駐車場事業における駐車料金や運営手法の見直しによる収益改善と、自動販売機事業における設置台数の増設による収益拡大を図ります。</p>

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>かわさき市民放送の認知度の向上について</p>	<p>令和4年実績 3,587 件に対して、当初の令和4年度目標設定 375 件（達成率 1196%・回復率 551.0%）は他の事業と比較して低くすぎないのか。</p>	<p>当該指標「認知度向上のための情報発信件数」については、当初、特別番組に関する情報を中心に1名で行っていた令和2年度の実績を踏まえた目標値としていましたが、令和3年度から経営体制が代わり、改めて認知度向上が最重要課題の一つと捉えたため、令和4年度から SNS 広報チーム（4名）を組織して、SNS による情報発信を強化し、令和3年度の実績及び令和4年度の目標値を大幅に上回る事ができたところです。</p> <p>令和5年度以降の目標値は、令和5年度（変更前 375 件）3,600 件、令和6年度（450 件）3,700 件、令和7年度（500 件）3,800 件に変更し、限られた人員の中でも、効果的な SNS による情報発信に向け、ツイートのインプレッションやエンゲージメントなどを分析しながら、質の向上を図っていこうとするものです。</p>

<p>かわさき市民活動センターの法人の中核を担う人材の確保・育成について</p>	<p>能力開発のために市内外で開催される研修等に参加した法人職員数と、財団が主催する研修等の受講者数の双方の記述があり、わかりづらい。実施結果の欄には「86の研修に3,386人が参加」とあるが、R4年度の実績値は3,415人とある。これらは、各種研修に参加した法人職員の延べ人数と理解してよいのか。それとも財団主催の研修の参加者数も含むのか。</p>	<p>人数については、すべて「法人職員の延べ人数」となります。</p> <p>市民活動推進課の職員が「市民活動推進事業」に係るものを受講した研修として、23名（外部研修のみ）、青少年事業課の職員が「青少年健全育成事業」に係るものを受講した研修として、3,386名（うち外部研修1,867名、財団主催の研修1,519名）、総務課の職員が法人運営に係るものを受講した研修として、6名（外部研修のみ）、となっており、法人全体の合計で、3,415名となります。</p> <p>また、取組評価シートの実施結果(Do)、評価(Check)、改善(Action)において、統一的で分かりやすい記載となるよう修正を行いました。</p>
<p>公園緑地協会の効率的・安定的な執行体制の構築について</p>	<p>協会事業縮小にあたり、等々力関係職員の配置転換や職員全員のマルチタスク化とは具体的にはどのように業務変革することにしたのか。</p>	<p>令和4年度は、今まで6名で運営管理していた等々力陸上競技場業務を職員4名と臨時職員で対応しました。臨時職員では対応できない夜間帯シフトを職員が負担する回数が増えるなか、場長を中心にシフトの調整を図り、場長自ら夜間の受付業務やJリーグ業務を対応するなど、工夫して業務を行いました。</p> <p>等々力緑地にある本部の管理職職員の令和3年度末退職に伴う職員補充は行わず、退職職員が担当していた業務については、本部の既存職員10名全員で兼務等に対応しました。全員で対応した</p>

		<p>業務内容について、総務系としては、理事会・評議員会全般事務、国、神奈川県、川崎市等の調査全般事務、経理・庶務事務全般管理、みどり係・業務系では、講座・教室等の実施、協会イベント関係計画・実施・報告等業務全般、収益事業の計画・立案・実施・報告等管理全般などです。</p>
--	--	---

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学法学部 東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授
内海 麻利	駒澤大学法学部 教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

- ・ 第1回委員会

令和5年7月11日(火) WEB会議にて開催

- ・ 第2回委員会

令和5年7月28日(金) WEB会議にて開催